2024年11月28日

吸収分割に係る事前開示書面
（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面）

東京都港区六本木三丁目２番１号
住信ＳＢＩネット銀行株式会社
代表取締役社長（ＣＥＯ）　円山　法昭

当社は、2024年10月11日付けで、SBI FXトレード株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は、本吸収分割の対価として、当社に対して金9,730万円の金銭を交付します（但し、効力発生日までの間において、当社又は承継会社の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、変動する可能性があります。）。これは、本吸収分割により当社が承継会社に承継させるOh!FX事業に関する将来の見通し等を総合的に勘案し、当社と承継会社により合意したものであって、相当であると判断いたしました。

3. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

4. 承継会社において最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はございません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

当社は、2024年9月30日付で、ネットムーブ株式会社（以下「ネットムーブ」といいます。）との間で、2025年2月1日を効力発生日として、当社アクワイアリング事業をネットムーブに吸収分割の方法により承継すること（以下「アクワイアリング事業吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約書を締結いたしました。
なお、ネットムーブは、本日時点で当社子会社ですが、上記2025年2月1日までに株式会社U-NEXT HOLDINGSへ譲渡する予定（譲渡予定日：2024年12月2日）であり、アクワイアリング事業吸収分割は当該譲渡手続が完了することを条件として、譲渡完了後に実施されます。
また、アクワイアリング事業吸収分割につき、2024年9月30日付にて臨時報告書を提出しております。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

本吸収分割後、当社及び承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、本吸収分割後の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社及び承継会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されないことから、本吸収分割の効力発生日以後、当社及び承継会社の債務につき履行の見込みがあると判断いたしました。

以上

(別紙1) 吸収分割契約書
(別紙2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容



吸収分割契約書

住信ＳＢＩネット銀行株式会社（以下「甲」という。）とSBI FXトレード株式会社（以下「乙」という。）は、第１条において定義する事業に関して有する権利義務の一部を、甲が乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行うことに関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約に従い、会社法第２条第29号に定める吸収分割の方法により、効力発生日（第６条に定める。以下同じ。）において、その経営する事業のうち、「Oh!FX」の商品名称で事業を行う外国為替証拠金店頭取引事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（当事会社の商号及び住所）

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店の所在地は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商　　号：住信ＳＢＩネット銀行株式会社

本店所在地：東京都港区六本木三丁目２番１号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商　　号：SBI FXトレード株式会社

本店所在地：東京都港区六本木一丁目６番１号

第３条（本分割により承継する権利義務）

1　甲が本分割により乙に承継させる資産、負債、契約その他の権利義務（以下「分割承継権利義務」という。）は、別紙に記載するとおりとする。

2　乙が本分割により前項の定めに従って甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。

3　乙は、本分割に際して、本事業に従事する甲の従業員との雇用契約を承継しない。但し、本事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第４条第１項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。

4　乙は、本分割に際して、甲が本事業のために保有又は利用するシステムに係る契約関係（甲がSBIリクイディティ・マーケット株式会社との間で締結している契約関係を含むが、これに限られない。）を承継しない。

5　甲は、乙に対し、本分割の効力が発生した後速やかに、効力発生日の前日における甲の本事業に関する貸借対照表を提出する。

第４条（本分割に際して交付する対価）

乙は、本分割に際し、効力発生日において、甲に対し、分割承継権利義務に代えて、会社法第758条第4号に定める金銭等として、金9,730万円（以下「本基準価額」という。）を別途甲が指定する銀行口座に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込送金に要する手数料は乙が負担する。但し、効力発生日までの間に、別紙「承継権利義務明細表」（１）の「本件顧客」、同（２）の本件証拠金のいずれか一方又は双方が本契約締結日から3割以上増加又は減少した場合は、当該増加又は減少した割合と同じ割合で本分割の対価を増額又は減額するものとし（本件顧客及び本件証拠金の双方が 3 割以上増加又は減少した場合は、当該増加又は減少した割合を合算した割合で本分割の対価を増額又は減額するものとし、以下かかる増額又は減額する金額を「本調整額」といい、本基準価額及び本調整額の合計額（増額する場合）又は本基準価額から本調整額を控除した金額（減額する場合）を「本件分割交付金」という。）、甲及び乙は、本調整額を効力発生日後速やかに精算するものとする。

第５条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しない。

第６条（効力発生日）

本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2025年2月2日とする。但し、本分割の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第７条（吸収分割契約承認総会）

１　甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。但し、甲において、本分割に関して甲の株主総会決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催して本契約の承認及び本分割に必要なその他の事項に関する決議を得るものとする。

２　乙は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第８条（競業避止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第９条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本契約の履行に必要な法的手続を完了しなかった場合、又は本分割に必要とされる関係官庁の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第１０条（契約上の地位の移転）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の同意を得ることなく、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転又は承継し、その他の処分を行い、又は引き受けさせることができないものとする。

第１１条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき又は本分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは生じていることが明らかとなった場合は、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第１２条（秘密保持義務）

1　甲及び乙は、本契約に関する交渉、検討、準備、締結及び履行の過程において相手方当事者から直接又は間接に開示される一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本分割の検討が行われている事実（以下これらを総称して「機密情報」という。）を本契約の締結又は履行のためにのみ使用し、相手方当事者の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。但し、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

(1) 相手方当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの

(2) 相手方当事者から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらずに公知となったもの

(3) 相手方当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの

(4) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの

(5) 相手方当事者から開示された後に、本分割とは関係なく自ら調査、分析等を行うことにより得られたもの

2　前項の規定にかかわらず、機密情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）は、（i）本契約の締結又は履行のために、自らの役員、従業員、親法人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいい、親法人等の役員、従業員も含む。）、自ら又は親法人等の依頼する弁護士、公認会計士、税理士又はその他アドバイザー等に開示する場合、及び（ii）法令の規定又は政府機関若しくは中央銀行及び金融商品取引所その他の自主規制機関により要求される場合には、必要最小限の範囲で機密情報を開示することができる。なお、受領当事者が（i）に基づき機密情報の開示を行う場合には、当該開示先をして本条と同等の守秘義務を負担させるものとし、かつ、当該開示先による機密情報の取扱について一切の責任を負うものとし、また、（ii）に基づき機密情報の開示を行う場合には、実務上可能な限り、その内容を事前に相手方に対

して通知するものとする。

3　機密情報の受領当事者は、本契約の目的が終了した場合又は相手方当事者から要求があった場合には、法令等に違反しない限り、機密情報及びその複製物を直ちに返還又は廃棄するものとする。但し、本分割の効力が生じた場合においては、乙が承継した分割承継権利義務に係る機密情報は除く。

4　本条に定める機密保持義務は、本契約の解除後又は効力発生日後も 3 年間は有効に存続するものとする。

第１３条（完全合意）

本契約は、本契約で規定する事項に関する当事者間の完全なる合意を構成するものであり、本契約の締結日前日までにかかる事項に関して当事者間で締結された一切の契約等は、本契約の締結をもって全て失効する。

第１４条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１５条（協議事項）

本契約に定めのない事項、解釈に疑義を生じた事項、その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

2024 年 10 月 11 日

（甲）　東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
住信ＳＢＩネット銀行株式会社
代表取締役社長　円山　法昭　㊞

（乙）　東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI FX トレード株式会社
代表取締役社長　藤田　行生　㊞

別紙　承継権利義務明細表

本分割により乙が甲から承継する分割承継権利義務は、以下に記載する資産、負債その他の権利義務とする。但し、本分割による権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾等を要するものについては、当該許認可又は承諾等の取得を条件とする。

(1) 本事業に関して甲と本件顧客（「本件顧客」とは、本事業に係る取引を行うために甲に対して為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定している者及び、設定後に解約した者をいう。）との間に存在する又は存在した店頭為替証拠金取引規定に基づく契約（以下「本件契約」という。）における甲の当事者たる地位及び本件契約又は法令等に基づき甲が有する権利義務（効力発生日前の取引に係る未収手数料を除く。）
(2) 効力発生日の午前零時において甲が本件契約に基づき本件顧客から預託を受けている証拠金残高相当額の現金（店頭為替証拠金取引規定第12条1項1号の現金をいい、以下「本件証拠金」という。）
(3) 本件顧客に関する情報
(4) 甲が本事業を運営するためにのみ作成した文書又は電磁的記憶装置内のファイル

別紙２

第　13　期　計　算　書　類

自　　2023　年 4 月　1 日

至　　2024　年 3 月 31 日

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

ＳＢＩ　ＦＸトレード株式会社

貸　借　対　照　表

2024 年　3 月 31 日現在

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
【 流 動 資 産 】	（ 112,851,805 ）	【 流 動 負 債 】	（ 104,204,246 ）
現 金 及 び 預 金	2,563,918	トレーディング商品	8,129,808
顧客区分管理信託	83,835,235	未 払 金	678,422
トレーディング商品	23,177,228	未 払 法 人 税 等	264,443
前 払 費 用	28,294	預 り 金	5,288
未 収 入 金	390,555	預 り 証 拠 金	95,126,284
短 期 差 入 保 証 金	2,563,061		
未 収 還 付 消 費 税	146,538	【 固 定 負 債 】	（ 15,649 ）
そ の 他 流 動 資 産	146,973	資 産 除 去 債 務	15,649
【 固 定 資 産 】	（ 325,475 ）		
有 形 固 定 資 産	（ 44,670 ）		
建 物 附 属 設 備	39,959	負 債 合 計	104,219,895
工具、器具及び備品	4,711	（純資産の部）	
無 形 固 定 資 産	（ 170,349 ）	【 株 主 資 本 】	（ 8,957,384 ）
ソ フ ト ウ ェ ア	170,349	資 本 金	（ 480,000 ）
投資その他の資産	（ 110,455 ）	資 本 剰 余 金	（ 480,000 ）
長 期 立 替 金	22,702	資 本 準 備 金	480,000
長 期 前 払 費 用	4,722	利 益 剰 余 金	（ 7,997,384 ）
預 託 金	8,000	その他利益剰余金	（ 7,997,384 ）
長 期 差 入 保 証 金	53,069	繰越利益剰余金	7,997,384
繰 延 税 金 資 産	30,903		
貸 倒 引 当 金	△8,942	純 資 産 合 計	8,957,384
資 産 合 計	113,177,280	負 債 ・ 純 資 産 合 計	113,177,280

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

自　2023　年　4 月　1 日
至　2024　年　3 月 31 日

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
【　営　業　収　益　】		
トレーディング損益	5,532,091	
その他売上高	12,000	5,544,091
【　営　業　費　用　】		
販売費及び一般管理費		1,926,280
営　業　利　益		3,617,810
【　営　業　外　収　益　】		
受取利息	198	
為替差益	11,399	
還付消費税額等	650	
経　常　利　益		3,630,059
税引前当期純利益		3,630,059
法人税・住民税及び事業税	1,101,713	
法人税等調整額	10,683	1,112,397
当　期　純　利　益		2,517,661

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自　2023　年　4 月　1 日
至　2024　年　3 月　31 日

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
2023 年 4 月 1 日　残高	480,000	480,000	480,000	8,479,723	8,479,723	9,439,723	9,439,723
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000
当期純利益	－	－	－	2,517,661	2,517,661	2,517,661	2,517,661
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△ 482,338	△ 482,338	△ 482,338	△ 482,338
2024 年 3 月 31 日　残高	480,000	480,000	480,000	7,997,384	7,997,384	8,957,384	8,957,384

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　資産の評価基準及び評価方法

トレーディングに関するデリバティブの評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。

2.　固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備　　８～１５年 工具、器具及び備品　　５～１５年
② 無形固定資産	
自社利用のソフトウェア	定額法を採用しております。社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3.　引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4.　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　20,511千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,490,674千円
短期金銭債務	38,633千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	5,518,772千円
営業費用	201,281千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

（単位 ： 株）

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,600,000	－	－	9,600,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2024年3月27日 臨時株主総会	3,000,000千円	312円50銭	2024年3月27日	2024年3月27日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	26,579千円
繰延消費税	327千円
資産除去債務	4,791千円
貸倒引当金	2,738千円
その他	344千円
繰延税金資産小計	34,781千円
繰延税金資産合計	34,781千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,878千円
繰延税金負債合計	△3,878千円
繰延税金資産の純額	30,903千円

当社は、グループ通算制度を適用しております。
また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、通貨関連店頭デリバティブ取引（FX取引及び店頭通貨オプション取引、以下「FX取引等」）の取扱いを主たる事業としております。FX取引等は、当社が顧客に対して提示する為替レートに対して注文を受け付け、受諾することにより成立します。顧客との取引により生じる為替変動リスクをヘッジするため、カウンターパーティに対して全てカバー取引を実施し、FX取引等に係る市場リスクを低減するよう管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

顧客とのFX取引等及びカウンターパーティとのカバー取引には、信用リスク（取引の契約不履行に係るリスク）及び市場リスク（為替や金利等の変動リスク）が発生します。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

当社の金融商品に関するリスク管理は、金融商品取引法第46条の６に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクは、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号）に基づき、毎営業日に定量的に算出した上で自己資本規制比率のモニタリングを実施するとともに、代表取締役及び内部管理統括責任者へ報告を行っております。また、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役会およびリスク管理委員会にて報告しております。

①　信用リスク

顧客を相手方とするFX取引に伴う信用リスクを管理するために、ロスカット制度を採用しております。ロスカット制度は、FX取引から生じる為替ポジションの評価損益を顧客毎に管理し、顧客の評価損失の拡大により当該顧客が保有する為替ポジションに対して、当該顧客から預託された取引証拠金が一定の水準を下回ると自動的に当該顧客の保有する為替ポジションを決済するものであり、この制度によって顧客に対する信用リスクの低減を図っております。

なお、顧客を相手方とする店頭通貨オプション取引に関しては、顧客による取引は新規買い・決済売りのみに限定されており信用リスクは限定されているため、ロスカット制度の適用はありません。

②　市場リスク

FX取引等の取扱いにおいて、顧客との取引により生じるすべての為替ポジションを、カウンターパーティと同値、同数量で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクを低減する管理を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

また、現金及び預金、顧客区分管理信託、未収入金、短期差入保証金、未払金及び預り証拠金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
（１）長期立替金	22,702	―	―
貸倒引当金（固定）	△8,942	―	―
	13,760	13,760	―
（２）長期差入保証金	53,069	44,704	△ 8,364
（３）預託金	8,000	3,710	△ 4,289
資産計	74,829	62,175	△ 12,653
通貨関連店頭デリバティブ取引及び外国為替取引関係（*1）			
トレーディング商品	15,020,034	15,020,034	―

（＊１）通貨関連店頭デリバティブ取引及び外国為替取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法及び外国為替取引に関する事項

資　産

（１）長期立替金

長期立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（２）長期差入保証金

長期に差し入れた保証金の時価は、保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割引いた現在価値によっております。

（３）預託金

期間40年のリスクフリーレートにより割り引いた現在価値によっております。

通貨関連店頭デリバティブ取引及び外国為替取引

（単位：千円）

区分	種類	契約額等	うち１年超	時価（*1）	評価損益
通貨	売	208,597,761	－	△ 9,359,178	△ 9,359,178
	買	211,278,815	－	24,457,786	24,457,786
合計		－	－	15,098,607	15,098,607

(*1) 時価の算定方法については、事業年度末の直物為替相場に基づき算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	SBIリクイディティ・マーケット㈱	（被所有）直接100.00%	外国為替取引契約の締結	トレーディング損益の受払（注１）	5,518,772	未収入金	376,306
				外国為替取引決済額	△3,329,760	未収入金	10,441
				短期差入保証金の差入	485,178,657	短期差入保証金	2,102,495
				短期差入保証金の回収	483,254,396		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）トレーディング損益は、SBIリクイディティ・マーケット㈱が行う外国為替取引において発生した損益を、両社協議の上、事業負担に応じて按分しています。

２．兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	SBIクリアリング信託㈱	－	顧客区分管理信託契約の締結	信託財産の追加	88,337,231	顧客区分管理信託	83,835,235
				信託財産の一部償還	86,151,867		
				信託報酬等の支払（注1）	68,426	未払金	6,668
				信託収益の受取（注1）	119	未収収益	65

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 報酬の金額その他の取引条件は、先方との間で、市場実勢を勘案した上で価格交渉し決定しております。

（注２） 取引金額には消費税を含めておりません。

8. １株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	933円06銭
1株当たり当期純利益	262円26銭

第 13 期　附属明細書(計算書類関係)

自　　2023　年 4 月　1 日

至　　2024　年 3 月 31 日

ＳＢＩ　ＦＸトレード株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位 ： 千円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物附属設備	38,828	4,627	－	3,496	39,959	10,092	50,051
	器具及び備品	7,348	－	－	2,636	4,711	10,419	15,130
	計	46,176	4,627	－	6,133	44,670	20,511	65,182
無形固定資産	ソフトウェア	155,123	79,792	－	64,566	170,349	301,457	471,806
	計	155,123	79,792	－	64,566	170,349	301,457	471,806

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 主な増減の内訳は下記の通りです。

増加

建物附属設備

本社事務所工事 4,627千円

ソフトウェア

SmartNextアプリシンプルモード対応 22,878千円

積立FXスマートフォンアプリ新規作成 27,180千円

顧客情報変更のオンライン化対応初期費用 20,750千円

積立FX通貨追加及びｻｰﾋﾞｽ名変更対応 2,684千円

2. 引当金の明細

（単位 ： 千円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金（流動）	－	－	－	－
貸倒引当金（固定）	11,864	－	2,922	8,942

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

（単位 ： 千円）

科目	金額	摘要
役員報酬	75,750	
従業員給与	109,671	
法定福利費	23,652	
福利厚生費	4,020	
退職給付（確定拠出）	3,636	
派遣社員費	53,031	
研修費	725	
業務委託費	224,676	
広告宣伝費	854,333	
支払手数料	812	
荷造運賃	22	
旅費交通費	363	
会議費	75	
調査費	298	
会費	14,707	
システム利用料	234,212	
賃借料（地代家賃）	47,646	
修繕維持費	12,477	
水道光熱費	4,247	
通信費	8,877	
什器備品費（通常）	4,589	
什器備品費（一括償却）	126	
消耗品費	1,298	
雑誌図書費	2	
支払報酬	17,013	
事務委託費	114	
銀行手数料	100,977	
減価償却費（有固）	6,133	
減価償却費（無固）	64,566	
寄付金	7,125	
保険料	1,544	
租税公課	52,296	
貸倒引当金繰入	△2,922	
資産除去債務利息費用	34	
雑費	142	
合計	1,926,280	

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

ＳＢＩ　ＦＸトレード株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　能勢直子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＳＢＩ　ＦＸトレード株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

ＳＢＩ　ＦＸトレード株式会社

監　査　役　　中　田　芳　男　　殿
監　査　役　　齋　藤　岳　樹　　殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　能勢直子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＳＢＩ　ＦＸトレード株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上